



## 四国中央市妊活支援（不妊検査・一般不妊治療）助成事業について

四国中央市では、県のえひめ人口減少対策総合交付金を活用し、県と四国中央市の連携事業として、令和7年度から、妊娠を望む夫婦を対象に、不妊検査及び一般不妊治療費の一部助成を始めました。

対象者	<p>(1)申請日に夫婦（事実婚含）双方又は検査（治療）を受けた者が1年以上継続して市内に住所を有している</p> <p>(2)これまで、一般不妊治療を受けたことがない</p> <p>(3)不妊検査及び一般不妊治療の開始日が令和7年4月1日以降であり、検査または治療開始日の妻の年齢が43歳未満</p> <p>(4)原則、夫婦双方が受診している</p> <p>(5)市税の滞納がない</p> <p>(6)他の地方公共団体から同様の助成を受けていない</p>
対象の検査及び治療	<p>(1)医師が必要と認めた不妊の検査（保険診療・自費診療いずれも対象）・人工授精等の一般不妊治療（保険診療）で、夫婦いずれか早い方の検査（治療）開始日から1年以内間に受けた検査（治療）</p> <p>(2)保険医療機関（保険診療を行う病院・診療所）・保険薬局（保険診療に基づいて医師の出す処方箋に従い調剤を行う薬局）で受けた検査・治療等の医療費</p> <p>(3)ご夫婦いずれの検査や治療も対象  <small>※他の自治体で助成を受けた検査は対象外                  ※食事療養標準負担額、個室使用料及び文書料その他不妊検査や一般不妊治療に直接関係のない費用は除く</small></p>
助成額回数等	<p>対象となる検査・治療費のうち、助成対象者が医療機関や保険薬局に支払った額について、夫婦1組1回限り、5万円を上限に助成</p>
申請期間	<p>検査（治療）を開始した日から1年以内。ただし、検査や治療で支払った額が5万円に達した時や、一般不妊治療を終了した時は速やかに申請すること。  <small>※治療を終了したとは、妊娠が判明した場合や生殖補助医療の治療に移行した場合のこと。</small></p>
申請書類等	<p><b>【全員】</b></p> <p>(1)不妊検査費等助成金交付申請書（様式第1号）</p> <p>①戸籍謄本（原本）</p> <p>②住民票（マイナンバーの記載のないもの）の写し【公簿等で確認を行うことができる場合は省略可】                  どちらかが四国中央市以外の住民である場合、居住先の住民票の写しが必要です。申請日から3か月以内に発行されたものを提出してください（コピー不可）。</p> <p>③市納税証明書【公簿等で確認を行うことができる場合は省略可】                  ・納税状況を確認する方のうち、収入の無い方や非課税所得のみの方については、課税資料がないため事前に税務課で市民税申告をお済ませください。                  ・どちらかが四国中央市以外の住民である場合、居住先の市納税証明書が必要です。</p> <p>(2)四国中央市不妊検査費等助成事業受診等証明書（医療機関において受診したことを証する書類）                  夫婦が別の医療機関において検査等を受けた場合は、それぞれに証明が必要です。</p> <p>(3)医療機関が発行する領収書及び明細書（コピー可）</p> <p>(4)不妊検査費等助成金交付請求書（様式第5号）</p> <p>(5)申請者名義の振込口座（銀行名・支店名・口座番号のわかるもの）</p> <p><b>【事実婚による婚姻関係にある場合】</b></p> <p>(1)事実婚関係に関する申立書（様式第2号）</p>
助成の決定	<p>申請後、審査により助成の可否が書面で通知されます。</p> <p>申請後、助成金の振込まで約2か月かかります。</p>